

道の駅田切の里 食堂事業者公募要項

令和 7 年 12 月



1 目的

飯島町の道の駅「道の駅田切の里」の食堂施設において、飯島町や周辺地域の魅力ある食材や風土を生かしたメニューを提供し、指定管理者（株式会社道の駅田切の里）と一緒に道の駅全体を盛り上げていただけるような飲食事業者を募集します。

2 施設概要

(1) 施設

道の駅田切の里（長野県上伊那郡飯島町田切 2598-1）内
食堂施設「見駒亭」（食堂及び蕎麦店舗）

(2) 施設面積

- ・約 291 m²（内訳：厨房 69 m²、ホール 199 m²、倉庫等その他 23 m²）
- ・男女別トイレ（道の駅のトイレとは別に食堂施設内に有ります）
- ・駐車場（道の駅と共に）普通車 83 台、軽自動車 4 台、大型車 8 台、バリアフリー 2 台

(3) 座席数等

82 席（食堂 56 席、蕎麦店舗 26 席）、男性トイレ 1、女性トイレ 1
※席数は設計上の数字で、机椅子のレイアウトにより変更ができます。

(4) 営業日

原則として毎日営業

※但し、週 1 日程度の定休日（土日祝日は避けること）、年末年始、その他道の駅の便宜上休業が必要なときは休業

(5) 営業時間

昼食の営業を中心に 4 時間以上の営業を行うこと

（参考：現在は午前 11 時から午後 3 時までの営業を基本とし、夜は予約のみ対応）

※利用者のニーズに応じたサービス提供が目的であることから、営業日・営業時間については、事業者側から自主提案があれば柔軟に対応します。

(6) その他

- ・現在の食堂事業者が令和 8 年 5 月末までは施設を使用する。
- ・施設は酒類提供可能

3 使用許可形態・期間

(1) 使用許可方法

飯島町からの行政財産使用許可

(2) 期間

使用許可日（令和 8 年 6 月 10 日前後の予定）から令和 9 年 3 月 31 日まで

※次年度以降は 1 年間単位で更新

(3) 初回の営業開始日

令和 8 年 6 月下旬～7 月上旬を基本とするが、事業者決定後に協議し正式に営業開始日を決定

4 施設使用料等について

(1) 施設使用料

年額 1,051,060 円（備品使用料を含む） ※4 分割し、四半期ごとに飯島町へ納付

(2) 光熱水費

株式会社道の駅田切の里が子メーターにより当月の使用料を算出し食堂事業者へ請求

(3) 修繕等

日常的な使用により発生した修理等は食堂事業者負担、老朽化による設備・機器の根本的な更新は飯島町負担を基本とするが、状況により協議し決定する。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこと

- ① 通年で営業ができること
- ② 3 年以上継続して飲食店を経営している者（個人又は法人）で、道の駅田切の里の食堂施設を借り受けて運営することが可能な知識と経験を持ち合わせていること
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員、その他反社会的団体及びそれらの構成員で無いこと
また、暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと
- ④ 法人等（個人経営者を含む。以下同じ。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てが行われていない者であること
- ⑥ 過去 1 年間に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）違反による行政処分を受けていない者であること
- ⑦ 県民税、市町村民税等の税金の滞納がないこと

6 施設の利用（使用許可）条件

- (1) 食堂施設の名称については、可能な限り「見駒亭」の名称を使用すること
- (2) 許可を受けた物件は常に善良なる管理者をもって、清掃や維持保全すること
- (3) 許可を受けた使用目的以外の用途で使用しないこと
- (4) 道の駅全体の運営に関する事については、道の駅の指定管理者である「株式会社道の駅田切の里」の指示に従い、常に良好な関係性を維持するように努めること
- (5) 営業目的に沿った各種許可を取得すること
- (6) 許可を受けた物件を他の者に転貸、又は担保に供してはならない
- (7) 許可を受けた物件について、修繕、模様替え、営業時間の変更、又は使用計画の変更等をしようとするときは、あらかじめ飯島町に書面をもって申請し、承認を受けなければならない
- (8) 次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることがある
 - ① 使用許可を受けた事業者が許可条件に違反したとき
 - ② 使用許可を受けた事業者が前記「5－応募資格」に掲げる条件に反した場合
 - ③ 使用許可を受けた事業者が企画提案書等において提案した内容が実施されていない場合で事業の目的達成に支障をきたしているとき
 - ④ 使用許可を受けた事業者が社会的信用を著しく損なうような事案を起こしたとき
 - ⑤ 使用許可を受けた事業者の風評が極めて悪く、道の駅施設全体の風評にも影響が懸念されるとき
 - ⑥ 施設の管理上の問題がある場合に道の駅田切の里の改善指示に従わないとき
- (9) 廉価設備や備品等は現状渡しとし、新たに厨房設備や備品、什器類、食器類を整備する費用は、使用許可を受けた事業者の負担とする
- (10) 飯島町が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用許可物件を原状に回復して返還すること
- (11) 営業日ごとの売上を月単位でまとめて、毎月道の駅田切の里へ報告すること（道の駅からも営業成績が共有されます）
- (12) 毎月上旬に開催する道の駅田切の里の経営会議（運営に関する会議）へ代表者1名が出席すること
- (13) 道の駅田切の里で行う会議（経営会議、運営委員会、総会等）の会場として食堂施設を使用する場合があることに同意すること（いずれも食堂の営業時間外に行う）
- (14) 道の駅施設全体で行う防災訓練や避難訓練に参加すること
- (15) 使用許可の取り消しによって生じる損失は、飯島町及び道の駅田切の里は一切補償しない

7 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書等の提出・問合せ先

飯島町役場 産業振興課農政係

〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 番地

TEL 0265-86-3111（内線 163） FAX 0265-86-6781

MAIL sangyousinkou@town.iijima.lg.jp

(2) 企画提案書等の提出

① 提出方法、提出期間及び時間

- ・応募しようとする者は、申込書（別紙 1）、企画提案書（任意様式）及び添付書類を作成提出すること
- ・提出期間は、公募を開始した日から令和 8 年 1 月 30 日（金）までとする
- ・なお、郵送の場合は、令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時必着のこと

② 提出書類

- ・提出書類は次の表のとおりとし、電子データをメール送信、もしくは郵送にて提出すること（メール送信後、電話にて確認をお願いします。）

提出書類	備 考
別紙 1 申込書	A4 用紙で作成すること
企画提案書	要項に沿って、任意の様式で A4 用紙にて作成すること 添付する資料等も可能な限り A4 判とすること
法人登記簿謄本	・法人の場合 ・任意組織の場合は組織規約
飲食店営業許可書	現在、営業を行っている店舗の許可書の写し
資金計画	任意の様式で作成
納税証明書	最新のもの
決算書	直近 3 期（年）分

③ 注意事項

- ・提出書類一式の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする
- ・虚偽の記載をした場合には、提出された書類一式を無効とする
- ・提出書類一式は返却しない。事業者の選定及び評価、審査以外には使用しない
- ・提出書類受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない

(3) 質問の受付

- ・質問がある場合は、質問書（別紙 2）により令和 8 年 1 月 20 日（火）午後 5 時までに提出すること（FAX、メール提出可）
- ・質問には隨時回答し、飯島町ホームページに質問者名を伏せて公開する
- ・質問書の提出先は 7 (1) の提出先と同じ

8 企画提案書の内容

次の項目を中心に整理した企画提案書を任意の様式で作成すること

(1) 店舗運営方針及び運営計画について

- ・提供予定のメニュー
- ・営業計画、運営体制
- ・施設の利用計画 など

(2) 地域食材等の活用について

- ・地産地消、地元食材活用

※特に地域で生産されている越百黄金（特別栽培コシヒカリ）や蕎麦を始めとした地元食材の活用や、地元企業であるひかり味噌株式会社や内堀醸造株式会社の製品を活用したメニューの提案に期待します。

- ・新たな郷土メニューの提案 など

(3) 集客への取り組みについて

- ・集客手法、情報発信 など

(4) 事業執行体制、安全衛生管理体制について

- ・経験者の配置、人員の体制
- ・料理人の経歴、人材育成、急病の場合の対応
- ・従業員の接遇について（従業員教育、苦情の対応等）
- ・安全衛生管理に関する食中毒、衛生面への配慮、不測の事故等への対策 など

(5) 地域や雇用への貢献について

- ・道の駅田切の里との協力やイベント情報の共有
- ・周辺地域の食材提供事業者等への配慮
- ・地域雇用について など

(6) その他自主提案について

- ・キヤッショレス対応
- ・独自サービス など

9 現地説明会

(1) 日時

令和8年1月15日（木）午後3時から

(2) 場所

道の駅田切の里 食堂施設「見駒亭」 入口前集合

(3) 参加申込

現地説明会参加申込書（別紙3）により、令和8年1月9日（金）午後5時までに郵送、FAX又はメール（添付）のいずれかにて申し込みすること

(4) 参加人員

1事業者につき2名までとする

(5) 申込先

〒399-3701 長野県上伊那郡飯島町田切 2598-1 株式会社道の駅田切の里

TEL 0265-98-5525 FAX 0265-98-5526 MAIL tagiri_sato@sage.ocn.ne.jp

10 食堂事業者の選定

(1) 書類選考

- 企画提案書について、事務局及び道の駅関係者において評価を行い、既存事業の実績等も含めて総合的に勘案して書類選考通過者を選定する。

(2) 面接

- 書類選考通過者を対象に、令和8年2月下旬に面接を実施し、最終的な食堂事業者を決定する。

(3) 注意事項

- 選考の経過や評価点数は公開しない。結果等に対する異議は受け付けない。
- (1) (2) 共に選考結果は全ての応募者へ通知する。

11 参考データ：道の駅田切の里来客数

※レジ通過数からの推計値

年度	来客数	備考
H28	123,500人	
H29	129,500人	
H30	148,400人	
R1	158,200人	
R2	145,400人	コロナ禍
R3	156,500人	コロナ禍
R4	166,700人	コロナ禍
R5	159,500人	
R6	157,900人	

12 参考資料

- 食堂施設案内図平面図
- 食堂施設厨房機器一覧表